4　企画調整官は、命を受けて、安全政策課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

第八十六条の二に次の一項を加え、同条を第八十七条とする。

10　被害者保護企画調整官は、自動車事故による被害者の保護に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

第八十七条の次に次の三条を加える。

（地球温暖化対策室並びに次世代自動車推進官及び自動車使用適正化対策官）

第八十八条　環境政策課に、地球温暖化対策室並びに次世代自動車推進官及び自動車使用適正化対策官それぞれ一人を置く。

2　地球温暖化対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　道路運送車両による公害の防止その他の道路運送車両に係る環境の保全に関する事務のうち地球温暖化の防止に関すること（審査・リコール課及び整備課並びに次世代自動車推進官の所掌に属するものを除く。）。

二　道路運送車両の使用に関する事務のうち環境の保全（良好な環境の創出を含む。以下単に「環境の保全」という。）に関すること（自動車使用適正化対策官の所掌に属するものを除く。）。

3　地球温暖化対策室に、室長を置く。

4　次世代自動車推進官は、道路運送車両による公害の防止その他の道路運送車両に係る環境の保全に関する事務のうち次世代自動車の開発及び普及に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務（審査・リコール課及び整備課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

5　自動車使用適正化対策官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　道路運送車両による公害の防止その他の道路運送車両に係る環境の保全に関する事務のうち運行の用に供した車両による公害の防止に関すること（審査・リコール課及び整備課の所掌に属するものを除く。）。

二　道路運送車両の使用に関する事務のうち公害の防止に関すること。

（国際業務室並びに自動車基準協定対策官及び先進技術推進官）

第八十九条　技術政策課に、国際業務室並びに自動車基準協定対策官及び先進技術推進官それぞれ一人を置く。

2　国際業務室は、自動車局の所掌事務に係る国際機関及び外国の行政機関との連絡並びに国際協力に関する事務のうち技術に関すること（自動車基準協定対策官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3　国際業務室に、室長を置く。

4　自動車基準協定対策官は、車両等の技術規則に係る国際協定に関する国際機関及び外国の行政機関その他の外国の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

5　先進技術推進官は、道路運送車両の安全の確保及び使用に関する事務のうち先進技術の開発及び普及に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務（他課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（自動車登録管理室及びワンストップサービス推進企画調整官）

第九十条　自動車情報課に、自動車登録管理室及びワンストップサービス推進企画調整官一人を置く。

2　自動車登録管理室は、自動車の登録に係る電子情報処理組織の管理及び運用に関する事務をつかさどる。

3　自動車登録管理室に、室長を置く。

4　ワンストップサービス推進企画調整官は、自動車の保有に伴い必要となる手続のワンストップサービス化の推進に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

第九十五条の見出し及び同条第一項中「企画調整官、」を削り、同条中第十二項を削り、第十三項を第十二項とし、第十四項から第十九項までを一項ずつ繰り上げ、同条第二十項中「第十八項」を「第十七項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第二十一項を同条第二十項とする。

第百十条の見出し及び同条第一項中「企画調整官、」を削り、同条中第六項を削り、第七項を第六項とし、第八項から第十二項までを一項ずつ繰り上げる。

第百十七条を削る。

第百十六条の見出しを「（職員管理室及び管財補給管理室）」に改め、同条第一項を次のように改める。

総務課に、職員管理室及び管財補給管理室を置く。

第百十六条中第二項及び第三項を削り、第四項を第二項とし、第五項から第七項までを二項ずつ繰り上げ、第八項から第十二項までを削り、同条を第百十七条とし、第一章第一節第十三款中同条の前に次の一条を加える。

（安全・危機管理監察官）

第百十六条　航空局に、安全・危機管理監察官十人を置く。

2　安全・危機管理監察官は、命を受けて、航空局の所掌に係る航空の安全（航空に関する危機管理を含む。）に関する事務の運営に関する実況の監察並びにこれに基づく改善事項の調査及び指導に関する事務並びに航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第百三十七条第四項の規定に基づく事務を分掌する。

3　安全・危機管理監察官のうちから国土交通大臣が指名する者を首席安全・危機管理監察官とする。

4　首席安全・危機管理監察官は、安全・危機管理監察官の所掌に属する事務を統括する。

第百十八条から第百二十条までを次のように改める。

（国際企画室及び地球環境保全調整官）

第百十八条　航空戦略課に、国際企画室及び地球環境保全調整官一人を置く。

2　国際企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　航空局の所掌に属する国際関係事務に関する総合的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な航空局の所掌事務の総括に関すること。

二　国際民間航空機関との連絡に関すること。

三　外国の航空政策及び航空事情に関する調査に関すること。

3　国際企画室に、室長を置く。

4　地球環境保全調整官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

一　航空局の所掌事務に関する地球環境の保全に関する政策に関する特定事項についての企画及び立案に関すること。

二　航空局の所掌事務に関する地球環境の保全に関する政策に関する調整に関すること。

（空港運営調整室並びに航空物流企画調整官、航空交渉官、空港経営企画調整官、近畿圏空港企画調整官及び中部圏空港企画調整官）

第百十九条　航空ネットワーク企画課に、空港運営調整室並びに航空物流企画調整官一人、航空交渉官三人並びに空港経営企画調整官、近畿圏空港企画調整官及び中部圏空港企画調整官それぞれ一人を置く。

2　空港運営調整室は、空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港その他の飛行場（以下「空港等」という。）の管理に関する事務のうち、空港等の利用者の便益の増進に関することその他の空港等の運営に関する調整に関する事務（安全部並びに他課並びに空港経営企画調整官、近畿圏空港企画調整官及び中部圏空港企画調整官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3　空港運営調整室に、室長を置く。

4　航空物流企画調整官は、命を受けて、貨物に係る航空運送に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

5　航空交渉官は、命を受けて、航空に関する国際協定に関する事務を分掌する。

6　空港経営企画調整官は、空港の経営に関する政策の企画及び立案並びに調整に関する事務（安全部並びに他課並びに近畿圏空港企画調整官及び中部圏空港企画調整官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。